

第7次消費者委員会における 消費者基本計画の検証・評価・監視について

内閣府 消費者委員会 事務局

はじめに

消費者委員会では、消費者基本計画及び具体的な施策を定める工程表の実施状況や、消費者基本計画等に盛り込むべき新たな課題等に係る検討を、調査審議の重要な柱の一つと位置付けている。

令和3年9月1日に発足した第7次消費者委員会においても、「消費者基本計画等の実施状況に関する検証・評価及び消費者基本計画工程表の改定に向けての意見」（令和3年12月17日消費者委員会※1）（以下「12月意見」という。）、「消費者基本計画工程表の改定素案（令和4年3月）に対する意見」（令和4年3月31日消費者委員会※2）（以下「3月意見」という。）の二つの意見を発出するとともに、令和4年6月には消費者基本法第27条第3項の規定に基づく消費者庁からの意見聴取に対し、改定案について妥当である旨答申（※3）した。

12月意見

令和3年9月の発足以来、コロナ禍やデジタル化等の社会情勢の変化に伴う新たな消費者問題や成年年齢引下げ後を見据えた対応に着目して、調査審議を行ってきた。具体的には、契約書面等の電子化、取引DPF消費者保護法、消費

生活相談のデジタル化等についてヒアリングするとともに、成年年齢引下げに向けた準備状況等について調査審議を行った上で、12月意見を取りまとめた。

12月意見では、ヒアリング実施事項のほか、工程表全体に関する事項として、コロナ禍やデジタル化等の社会状況の変化に伴う新たな消費者問題に関する記載を拡充することや、消費者政策におけるEBPM（証拠に基づく政策立案）を推進する観点からKPI（重要業績評価指標）の見直しを求めた。また、中長期的な課題として、諸外国の取組も参考にしつつ、PIONEER（全国消費生活情報ネットワークシステム）情報とその他の情報との連携等について検討することも求めた。

3月意見

令和4年1月以降も、食品表示制度、地方消費者行政、高齢者等の消費者問題、エシカル消費、アフィリエイット広告等についてヒアリングするとともに、3月に国会提出された「消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律案」（※4）等について調査審議を行った。そして、3

月10日に工程表の改定素案についてヒアリングを行った上で、3月意見を取りまとめた。

3月意見では、12月意見同様に、新たな消費者問題への対応や消費者政策におけるEBPMの推進について改めて指摘を行った。また、ヒアリング実施事項のほか、アサリの産地表示の問題を踏まえた食品表示の監視・取締りの強化や、ロシアによるウクライナ侵略等により目まぐるしく変化している国際情勢を踏まえた対応についても指摘を行った。

工程表の改定

3月意見等を踏まえて修正された工程表の改定案について、6月10日にヒアリングを行った上で、同日付けで改定案について妥当である旨を答申した。加えて、現行計画の計画期間がまもなく折り返しを迎えることから、次回以降の工程表の改定に当たっては、次期計画の策定を見据え、より効率的かつ実効的に、消費者政策の実施状況が分かりやすい形で実施することを求める附帯意見を付した。

その後、6月15日の消費者政策会議（会長…内閣総理大臣）において工程表の改定が決定された。

※1 https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2021/1217_iken2.html

※2 https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2022/0331_iken.html

※3 https://www.cao.go.jp/consumer/content/20220610_toushin.pdf

※4 令和4年5月25日成立、6月1日公布。